

社会福祉法人福井市社会福祉協議会表彰規程

（目的）

第1条 この規程は、福井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、社会福祉の増進に貢献し、その功績が顕著なものに対して表彰すること並びに社会福祉活動に協力、援助したものに対して感謝の意を表することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 表彰の対象は、次の各号に定めるものとする。

（1）社会福祉施設功労表彰

社会福祉施設の現職の役職員で、特に顕著な功績があると認められる者。

（2）社会福祉協議会・社会福祉団体功労表彰

福井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、社会福祉団体の現職の役職員で、特に顕著な功績があると認められる者。

（3）優良地区社会福祉協議会表彰

社会福祉活動が特に優秀な地区社協。

（4）退職役職員等社会福祉功労表彰

退職役職員又は死亡者で、特に成績優秀で功績のあった者。

（5）永年勤続功労表彰

本会又は社会福祉団体の役職員として現在まで永年勤務している者。

（6）ボランティア功労表彰

ボランティア活動が特に優秀な者又は団体で、現在も活動中のもの。

（7）福祉委員功労表彰

現職の福祉委員で、特に顕著な功績があると認められる者。

（感謝の対象）

第3条 感謝の対象は、社会福祉事業に積極的に協力、援助し、顕著な功績があると認められる次の各号に定めるものとする。

（1）本会に多額の寄付をした個人又は団体。

（2）ボランティア活動が特に優秀と認められる学校。

（表彰及び感謝の方法）

第4条 表彰及び感謝（以下「表彰等」という。）は、会長が表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(表彰等の時期)

第5条 この規程による表彰等は、福井市民福祉大会で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは随時表彰等を行うことができる。

(候補者の推薦)

第6条 表彰又は感謝の対象となる候補者の推薦は、役職員については社会福祉の関係機関、社会福祉施設及び団体の長が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長はその候補者を推薦することができる。

(退職者等の表彰)

第7条 表彰を受けるべき者が退職したとき又は死亡したときは、退職又は死亡の日に遡って表彰することができる。

(表彰者の選考)

第8条 表彰者の選考は、表彰審議会を開催し、決定する。

2 表彰審議委員は、その都度会長が指名する。

3 表彰審議会の運営は会長があたる。

(補則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年9月1日より施行する。

平成 5年 9月10日 一部改正

平成17年12月20日 一部改正

附 則（平成28年3月22日一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月17日一部改正）

この規程は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（令和5年6月7日一部改正）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。